

○御前崎市浄化槽設置事業費補助金交付要綱

平成24年3月30日告示第58号

改正

平成29年6月13日告示第98号

令和3年12月23日告示第211号

御前崎市浄化槽設置事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、御前崎市補助金等交付規則（平成16年御前崎市規則第37号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この告示において用いる用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- （1）浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1項に規定する浄化槽をいい、し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBODが20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有する施設をいい、また、厚生省浄化槽対策室長通知（平成4年10月30日付け衛浄第34号）に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあっては、同指針に適合するものをいう。
- （2）公共下水道整備区域 旧浜岡町地区下水道基本計画で定めた区域をいう。
- （3）農業集落排水整備区域 旧浜岡町地区農業集落排水事業基本構想で定めた区域をいう。
- （4）住宅等 主に居住の用に供する建物又は建物全体の延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。

（浄化槽の整備区域）

第3条 旧浜岡町地区の浄化槽整備区域は、公共下水道整備区域及び農業集落排水整備区域以外の区域とする。ただし、中部電力浜岡原子力発電所敷地並びに静岡カントリー浜岡コース敷地については、浄化槽整備区域から除外する。

2 旧御前崎町地区の浄化槽整備区域は、全域を整備区域とする。

（補助対象及び補助金額）

第4条 市長は、10人槽以下の浄化槽を設置しようとする者に対し、次の各号に応じて別表の定めるところにより補助金を交付する。ただし、店舗等を併設する住宅にあっては、店舗部分を除いた住居部分に対する床面積から算定した人槽区分を上限とする。

- （1）旧浜岡町地区浄化槽整備区域内で、平成17年3月31日以前から居住し続けている個人が所有する住宅等に設置する浄化槽については、補助区分1とし、それ以外の浄化槽については、補助区分3とする。
- （2）旧御前崎町地区浄化槽整備区域で、個人が所有する住宅等に設置する浄化槽については、補助区分2とする。
- （3）公共下水道整備区域内で、公共下水道の整備がなされていない箇所の住宅等に設置する浄化槽については、補助区分4とする。ただし、当該年度に公共下水道の整備が計画されている箇所は除く。
- （4）浄化槽整備区域及び公共下水道整備区域内において、住宅会社等が営利目的で販売する建売住宅等に設置された浄化槽は、事前に市の承認を受けた場合に限り、最初にこれを購入した者に対して補助区分1から補助区分4までのいずれかが適用できる。ただし、既設の浄化槽は除く。

2 前項において補助区分1、補助区分2、補助区分3及び補助区分4に対する補助金額は、次の各号に定めるところとする。

- （1）補助金の対象となる費用とは、浄化槽本体と付属機器並びにこれらの据付に係る費用とし、建物から放流先までの宅地内配管等に係る費用は、補助対象とならない。
- （2）補助金額は、別表の補助金額上限欄の金額を限度額とし、補助区分1については、別表又は市で算定した浄化槽標準設置費のいずれか低い金額から10万円を差引いた額とする。（1万円未満切捨て）
- （3）補助区分2、補助区分3については、設置費が補助上限額未満の場合は、当該設置費を補助金額とする。（千円未満切捨て）

（補助金交付の適用除外）

第5条 市長は、次の各号に該当する者に対して補助金を交付しない。

- （1）建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認の申請又は浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出を行わずに浄化槽を設置する者
- （2）販売の目的で浄化槽付住宅等を建築する者
- （3）住宅等を借りている者
- （4）市税等に滞納がある者
- （5）補助区分1及び公共下水道整備区域内で、公共下水道の整備がなされていない箇所に設置する浄化槽について、御前崎市が指定する排水設備指定工事店以外の業者が浄化槽の設置工事を施工した場合
- （6）過去に御前崎市浄化槽設置事業費補助金交付を受けた者

（補助金交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証の写し

- (2) 設置箇所の案内図及び配置図
- (3) 浄化槽仕様書
- (4) 事業経費の見積書(写し可)
- (5) 浄化槽施工業者の契約不適合責任に関する覚書(様式第2号)
- (6) 社団法人全国浄化槽団体連合会及び社団法人静岡県浄化槽協会が実施する小型合併処理浄化槽機能保証制度の対象となる浄化槽にあっては、当該制度に基づく保証登録証の写し
- (7) 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録を受けた浄化槽にあっては、当該登録浄化槽に係る登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
- (8) 浄化槽法第7条の検査の振込金受領書兼検査依頼書の写し
- (9) 市税等の納税状況照会同意書。ただし、市外在住の申請者は、住民票がある市町村の納税証明書も併せて添付
- (10) その他、市長が必要と認める書類
(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとし、また、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、補助金不交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 交付の決定をする際の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前項により交付の決定を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (2) 補助事業により効用の増加した不動産及び付属物については、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。
- (3) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。
- (4) 補助事業により効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
(変更の承認申請)

第8条 前条の規定により補助金交付決定通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、交付決定後に補助金交付申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の承認が適当と認めたときは、変更承認通知書(様式第6号)により通知しなければならない。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。
(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了の日から1箇月以内、又は当該年度3月末日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第7号)に、次に各号に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う資格のある場合にあっては、それを証明できる書類)
- (2) 浄化槽法第11条検査契約書の写し
- (3) 工事費の請求書の写し及び領収書の写し
- (4) 設置工事写真
- (5) 工事のチェックリスト(様式第8号)
- (6) その他、市長が必要と認める書類
(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第9号)により補助対象者に対し通知しなければならない。
(補助金の請求)

第11条 補助金交付確定通知書を受けた者は、補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金交付請求書が提出された場合は、補助金を交付するものとする。
(補助金交付の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき
- (4) 補助対象者が自らの都合により、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に満たない浄化槽を撤去しようとしたとき
- (5) 浄化槽法第7条及び第11条による水質に関する検査を受けないとき
(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。
(浄化槽の維持管理)

第14条 補助金の交付を受けた者は、定期的に保守点検を行い、排水浄化に努めるとともに、浄化槽法第11条による水質に関する検査を定期的に受けなければならない。
(施工)

第15条 補助区分1及び公共下水道整備区域内で、公共下水道の整備がなされていない箇所に設置する浄化槽の設置工事及び建物と浄化槽間の宅内配管工事については、市が指定する排水設備指定工事業者が施工しなければならない。

（浸透枮による排水）

第16条 申請者は、浄化槽設置に伴う排水先水路がない場合、浸透枮による排水をすることができるが、その場合は、隣接する全ての地権者又は居住者の同意書を補助金交付申請書に添付しなければならない。その場合、補助金交付申請書に同意書を添付する。

2 浄化槽設置後、前項に規定する浸透枮による排水によって紛争等のあった場合は、申請者の責任においてその問題を解決しなければならない。

（設置状況の確認）

第17条 市長は、補助事業を適正に執行するため、必要に応じて浄化槽の設置工事の状況を施工現場において確認しなければならない。

（補助区分の変更）

第18条 補助対象者は、第4条に定める補助区分に変更が生じた場合は、使用形態変更届（様式第11号）により速やかにその旨を市長に届出なければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月13日告示第98号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月23日告示第211号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

区分	人槽	補助金上限額
補助区分1	5人槽	900,000円
	7人槽	1,150,000円
	10人槽	1,700,000円
補助区分2	5人槽	700,000円
	7人槽	900,000円
	10人槽	1,400,000円
補助区分3	5人槽	332,000円
	7人槽	414,000円
	10人槽	548,000円
補助区分4	人槽別なし	200,000円
